（証券コード：3296）
2021年８月27日

投　資　主　各　位

東京都港区新橋一丁目18番１号
日　本　リ　ー　ト　投　資　法　人
執行役員　杉田　俊夫

第８回投資主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、日本リート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）の第８回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

投資主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、本投資主総会へのご出席につきましては慎重にご判断いただき、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に議案に対する賛否をご記入のうえ、2021年９月14日（火曜日）午後５時までに到達するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第93条第１項の規定に基づき、本投資法人現行規約第15条において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。したがいまして、**当日ご出席になられず、かつ議決権行使書面による議決権の行使をなされない投資主様につきましては、本投資主総会の各議案に賛成するものとみなされ、かかる投資主様の有する議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入されますので、十分ご留意くださいますようお願い申し上げます。**

＜本投資法人現行規約抜粋＞

第15条（みなし賛成）

１．投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。

２．前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬　具

記

１．日　　時　2021年９月15日（水曜日）午前10時
２．場　　所　東京都中央区日本橋二丁目７番１号 東京日本橋タワー内
ベルサール東京日本橋　４階

※末尾の「第8回投資主総会会場ご案内図」をご参照ください。
※近隣には「ベルサール八重洲」もございますので、ご来場の際にはお間違えのないようにご注意ください。

３．投資主総会の目的である事項
決議事項

第１号議案　規約一部変更の件
第２号議案　執行役員１名選任の件
第３号議案　補欠執行役員２名選任の件
第４号議案　監督役員２名選任の件
第５号議案　補欠監督役員１名選任の件

以　上

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎ 従前投資主総会終了後に開催しておりました、本投資法人の資産運用会社である双日リートアドバイザーズ株式会社による「資産運用報告会」ですが、新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況を踏まえ、投資主の皆様の安全確保の観点から、投資主の皆様の会場滞在時間の短縮を目的として、今回は開催しないこととといたしました。投資主の皆様におかれましては、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。なお、本投資法人の2021年6月期に関する決算説明動画及び決算説明資料は、本投資法人のウェブサイト（http://www.nippon-reit.com/ja/ir/library.html）にてご覧いただくことができます。
◎ 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方１名を代理人として本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
なお、投資主様ではない代理人、及び同伴の方など、議決権を行使することができる投資主以外の方はご入場できませんので、ご注意ください。
◎ 投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する場合の周知方法
投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要が生じた場合は、インターネット上の本投資法人のウェブサイト（http://www.nippon-reit.com/）に修正後の事項を掲載いたしますので、ご了承ください。
◎ 新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況を踏まえ、本投資主総会において、感染拡大防止に向けた対応を実施いたします。詳しくは、後記「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止への対応について」をご確認いただきますようお願い申し上げます。また、今後の状況の変化によっては本投資主総会の延期又は会場の変更等を行う可能性がございます。その場合につきましても、その旨のお知らせを上記本投資法人のウェブサイト（http://www.nippon-reit.com/）に掲載いたしますので、あわせてご確認いただきますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止への対応について

本投資主総会につきましては、新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況を踏まえ、投資主の皆様の安全の確保及び感染拡大防止のため、経済産業省及び法務省が2020年４月２日付で公表した「株主総会運営にかかるＱ＆Ａ」（その後の更新を含みます。）を参考に、以下の対応を行うことを予定しております。投資主の皆様のご理解及びご協力を賜りますようお願い申し上げます。

＜投資主様へのお願い＞

- **投資主総会における議決権は、書面により行使することもできます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、投資主の皆様におかれましては、本投資主総会へのご出席を極力お控えいただき、同封の議決権行使書面による議決権行使をお願い申し上げます。**
- 投資主総会へのご出席を検討されている投資主様におかれましては、投資主の皆様の安全を第一に、ご自身の健康状態、開催日時点の新型コロナウイルス感染症の感染状況や行政機関の対応状況にご留意いただき、くれぐれもご無理をなさらないようにお願い申し上げます。
- 特に、ご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方におかれましては、本投資主総会へのご出席を見合わせることをご検討ください。

＜来場される投資主様へのお願い＞

- 当日の会場では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の一環として、投資主様のお席並びに本投資法人の役員、役員候補者及び運営スタッフの席の間隔を広くとる予定であるため、例年に比べて少ない座席数のご用意となり、充分な数のお席を確保できない可能性がございます。万が一お席がご用意できない場合、会場内にご入場いただけない場合がございますことを、あらかじめご了承ください。
- ご来場の投資主様におかれましては、マスクをご着用のうえで会場へお越しいただき、会場受付に設置しておりますアルコール消毒液による手指の消毒にご協力いただきますようお願い申し上げます。ご協力いただけない場合には、会場へのご入場をお断りさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 当日は、会場受付にて体温測定を実施させていただきます。測定時に37.5℃以上の発熱がある投資主様には、本投資主総会へのご出席をご遠慮いただくようお願いすることもございますので、あらかじめご了承ください。また、体調不良と見受けられる投資主様には、運営スタッフがお声がけをさせていただき、ご入場をお断りし、又はご退席いただくようお願いする場合がございますことを、あらかじめご了承ください。
- 本投資法人の役員、役員候補者及び運営スタッフは、原則としてマスクを着用した状態で応対をさせていただきますことを、ご理解いただきますようお願い申し上げます。
- 上記の各対応により、会場受付の混雑が見込まれますので、お時間に余裕をもってお越しいただきますようお願い申し上げます。

- 本投資法人の資産運用会社である双日リートアドバイザーズ株式会社による「資産運用報告会」は、新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況を踏まえ、投資主の皆様の安全確保の観点から、投資主の皆様の会場滞在時間の短縮を目的として、今回は開催しないこととといたしました。投資主の皆様におかれましては、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。なお、本投資法人の2021年6月期に関する決算説明動画及び決算説明資料は、本投資法人のウェブサイト（http://www.nippon-reit.com/ja/ir/library.html）にてご覧いただくことができます。
- 上記の他、投資主の皆様の安全確保又は本投資主総会の秩序維持の観点から、必要な措置を講じる場合がございますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。
- 本投資主総会にご出席の投資主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、今後の状況の変化によっては、本投資主総会の延期又は会場の変更、上記の対応方法の変更等を行う可能性がございます。その場合につきましては、その旨のお知らせを本投資法人のウェブサイト（http://www.nippon-reit.com/）に掲載いたしますので、あわせてご確認いただきますようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　規約一部変更の件

１．変更の理由

会計監査人の役割及び責任が一層高まりつつある中で、本投資法人の運用資産の規模拡大等に伴い監査業務も拡大することを踏まえ、会計監査人の報酬を妥当な水準とすることができるよう報酬金額の上限の変更を行うものです(現行規約第29条関連)。

２．変更の内容

現行の規約の一部を下記変更案のとおり変更するものです。

（変更箇所は下線の部分です。）

現　　行　　規　　約	変　　更　　案
第29条（会計監査人の報酬の支払に関する基準） 会計監査人の報酬は、監査の対象となる決算期ごとに1,500万円を上限とし、役員会で決定する金額を、原則として、当該決算期について投信法その他の法令に基づき必要とされるすべての監査報告書を受領した後、会計監査人から請求を受けてから２か月以内に支払うものとする。	第29条（会計監査人の報酬の支払に関する基準） 会計監査人の報酬は、監査の対象となる決算期ごとに2,000万円を上限とし、役員会で決定する金額を、原則として、当該決算期について投信法その他の法令に基づき必要とされるすべての監査報告書を受領した後、会計監査人から請求を受けてから２か月以内に支払うものとする。

第２号議案　執行役員１名選任の件

執行役員杉田俊夫は、2021年９月30日をもって任期満了となりますので、2021年10月１日付で改めて執行役員１名の選任をお願いするものです。

本議案において、執行役員の任期は、本投資法人現行規約第20条第２項本文の規定により、2021年10月１日より２年間とします。

なお、本議案は、2021年８月17日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出された議案です。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏　　名 （生年月日）	略歴及び重要な兼職の状況		所有する本投資法人の投資口数
すぎ　た　とし　お 杉　田　俊　夫 (1957年４月９日生)	1982年４月 1990年12月 1992年12月 1998年３月 2001年11月 2004年４月 2005年10月 2007年４月 2010年６月 2011年４月 2014年３月 2015年３月 2016年６月 2016年７月 2017年６月 2017年10月 2017年11月	日商岩井株式会社（現 双日株式会社）財務部 同社 機械経理部 日商岩井ベネルクス会社（ブラッセル店） 同社 財務部 日商岩井シンガポール会社 （会社合併）双日アジア会社 双日株式会社 経営企画部 同社 IR室 室長 同社 IR部 部長 双日（香港）会社 董事兼総経理 兼 同社 深圳出張所長 兼 同社 昆明出張所長 双日リートアドバイザーズ株式会社 財務経理部長（出向） 同社 財務企画本部副本部長（出向） 同社 代表取締役社長（出向） 同社 代表取締役社長（転籍） 同社 代表取締役社長兼財務企画本部長 日本リート投資法人 執行役員（現任） 双日リートアドバイザーズ株式会社 代表取締役社長（現任）	0口

・ 上記執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社である双日リートアドバイザーズ株式会社の代表取締役社長です。
・ 上記執行役員候補者と本投資法人との間には、上記を除き特別の利害関係はありません。
・ 上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として本投資法人の業務全般を執行しています。

・ 本投資法人は、投信法第116条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により補填することとしています。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。上記執行役員候補者は、現在、執行役員として当該保険契約の被保険者に含められており、また、執行役員に就任した場合、当該保険契約の被保険者に引き続き含められることとなります。

第３号議案　補欠執行役員２名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、2021年10月１日付で新たに補欠執行役員2名の選任をお願いするものです。本議案をご承認いただいた場合の執行役員への就任の優先順位は、水池祐を第一順位、林幸広を第二順位とします。

本議案において補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人現行規約第20条第３項の規定により、第２号議案における執行役員の任期が満了する2023年９月30日までとします。

なお、補欠執行役員の選任の効力については、就任の前に限り、本投資法人の役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとします。

また、本議案は、2021年８月17日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出された議案です。

補欠執行役員の候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏　　名 （生年月日）	略歴及び重要な兼職の状況		所有する本投資法人の投資口数
1	みずいけ　ゆう 水　池　　祐 (1961年12月26日生)	1984年４月 1990年９月 1993年10月 1999年４月 2004年10月 2012年４月 2017年４月 2018年５月 2019年３月 2019年４月 2021年４月	日商岩井株式会社（現 双日株式会社） 日商岩井豪州会社（現 双日豪州会社） 日商岩井株式会社（現 双日株式会社） 海外建設部 日商岩井シンガポール支店（現 双日株式会社シンガポール支店） 日商岩井株式会社（現 双日株式会社） 海外建設部 双日株式会社 産業・都市基盤開発部長 同社 産業基盤・都市開発本部長補佐 PT. PURADELTA LESTARI TBK. DIRECTOR VICE PRESIDENT LONG DUC INVESTMENT COMPANY LTD. MEMBER'S COUNCIL CHAIRMAN（非常勤） 双日株式会社 産業基盤・都市開発本部長 双日新都市開発株式会社　取締役（非常勤） PT. PURADELTA LESTARI TBK. VICE PRESIDENT COMMISSIONER （非常勤） PT. PEMBANGUNAN DELTAMAS VICE PRESIDENT COMMISSIONER （非常勤） 双日リートアドバイザーズ株式会社 専務取締役兼投資運用本部長（出向）（現任）	0口

候補者番号	氏　　名 （生年月日）	略歴及び重要な兼職の状況		所有する本投資法人の投資口数
2	林（はやし）　幸広（ゆきひろ） (1964年10月26日生)	1988年４月 2009年10月 2011年４月 2014年４月 2017年11月 2018年４月	株式会社東京銀行（現 株式会社三菱ＵＦＪ銀行） 株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行（現 株式会社三菱ＵＦＪ銀行） ストラクチャード・ファイナンス部 不動産ファイナンスグループ次長 三菱東京ＵＦＪ銀行（中国）有限公司（現 ＭＵＦＧバンク（中国）有限公司） 上海支店 副支店長 株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行（現 株式会社三菱ＵＦＪ銀行） 名古屋営業本部 名古屋営業第三部長 双日リートアドバイザーズ株式会社 財務企画本部長（出向） 同社 取締役副社長兼財務企画本部長（転籍）（現任）	0口

- 上記補欠執行役員候補者水池祐は、本投資法人の資産運用会社である双日リートアドバイザーズ株式会社の専務取締役兼投資運用本部長です。
- 上記補欠執行役員候補者林幸広は、本投資法人の資産運用会社である双日リートアドバイザーズ株式会社の取締役副社長兼財務企画本部長です。
- 上記補欠執行役員候補者と本投資法人との間には、上記を除き特別の利害関係はありません。
- 本投資法人は、投信法第116条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により補填することとしています。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。上記各補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

第４号議案　監督役員２名選任の件

監督役員島田康弘及び矢作大は、2021年９月30日をもって任期満了となりますので、2021年10月１日付で改めて監督役員２名の選任をお願いするものです。

本議案において、監督役員の任期は、本投資法人現行規約第20条第２項本文の規定により、2021年10月１日より２年間とします。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏　　名 （生年月日）	略歴及び重要な兼職の状況		所有する本投資法人の投資口数
1	島田（しまだ）　康弘（やすひろ） (1970年３月24日生)	1995年４月 1996年11月 1998年７月 2001年６月 2007年11月 2009年１月 2010年９月 2010年11月 2021年５月	安田信託銀行株式会社（現 みずほ信託銀行株式会社） 資金為替事務部兼不動産鑑定部 同社 マーケット営業部 同社 人事部 みずほ信託銀行株式会社 不動産投資顧問部 最高裁判所司法修習生 ＴＭＩ総合法律事務所 弁護士 本投資法人 監督役員（現任） 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 パートナー弁護士 燕総合法律事務所 パートナー弁護士（現任）	0口
2	矢作（やはぎ）　大（ひさし） (1977年１月27日生)	2003年７月 2004年11月 2010年６月 2010年９月	宇佐美一雄税理士事務所 霞ヶ関国際会計事務所 虎ノ門パートナーズ 設立 代表（現任） 本投資法人 監督役員（現任）	0口

・上記監督役員候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
・上記監督役員候補者は、現在、本投資法人の監督役員として本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しています。
・本投資法人は、投信法第116条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により補填することとしています。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。上記監督役員候補者は、現在、監督役員として当該保険契約の被保険者に含められており、また、監督役員に就任した場合、当該保険契約の被保険者に引き続き含められることとなります。

第５号議案　補欠監督役員１名選任の件

補欠監督役員土橋靖子（戸籍上の氏名：鈴木靖子）の選任に係る決議は、2021年９月30日をもって効力を失うことから、監督役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、2021年10月１日付で新たに補欠監督役員１名の選任をお願いするものです。

本議案において補欠監督役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人現行規約第20条第３項の規定により、第４号議案における監督役員の任期が満了する2023年９月30日までとします。

なお、補欠監督役員の選任の効力については、就任の前に限り、本投資法人の役員会の決議によりその選任を取り消すことができるものとします。

補欠監督役員の候補者は次のとおりです。

氏　　名 （生年月日）	略歴及び重要な兼職の状況		所有する 本投資法人 の投資口数
森　下　寿　光 （もり　した　とし　みつ） (1982年2月17日生)	2007年12月 2008年12月 2015年9月 2021年4月	最高裁判所司法修習生 日本橋フォーラム綜合法律事務所弁護士（現任） 第二東京弁護士会住宅紛争審査会紛争処理委員（現任） 東京地方裁判所鑑定委員（借地非訟）（現任）	0口

・上記補欠監督役員候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
・本投資法人は、投信法第116条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により補填することとしています。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。上記補欠監督役員候補者が監督役員に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第１項及び本投資法人現行規約第15条に規定する「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第１号議案から第５号議案までの各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案に該当しません。

以　上

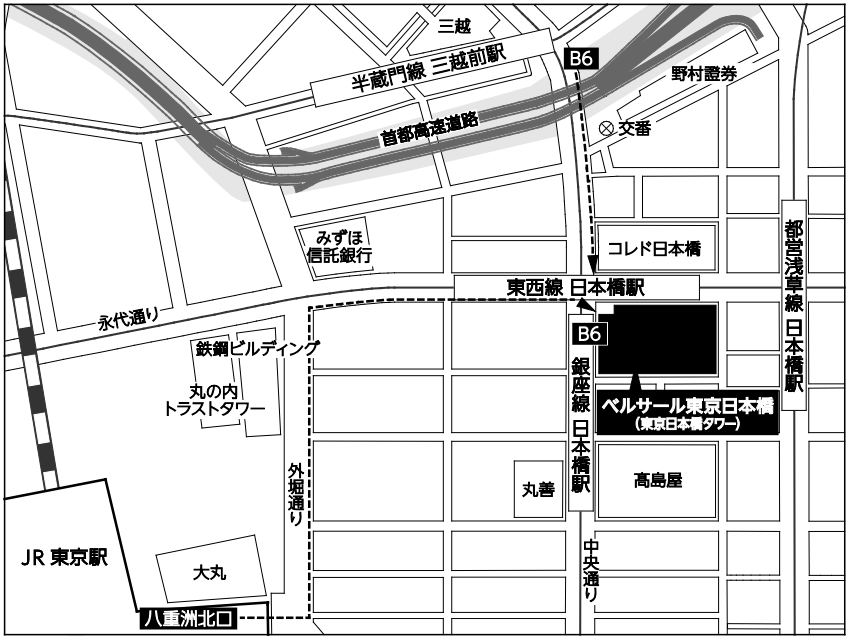
〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

第８回投資主総会会場ご案内図

東京都中央区日本橋二丁目７番１号 東京日本橋タワー内
ベルサール東京日本橋　４階
電話：03-3510-9236



Ｊ　Ｒ　「東京駅」八重洲北口徒歩６分
地下鉄　東京メトロ「日本橋駅」Ｂ６番出口直結　「三越前駅」Ｂ６出口徒歩３分

なお、当日は、駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。